

津島市行財政改革推進計画令和2年度実績報告

津島市では、厳しい財政状況を打開し、強い津島市を作り上げ、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とした「津島市行財政改革推進計画」を策定し、行財政改革の推進に努めてきました。

平成28年度から令和2年度までの5力年の達成状況は次のとおりです。

基本目標1 持続可能な財政運営の推進

(単位:千円)

No	取組事業名	主な取組内容	平成28年度～令和2年度 目標効果額	平成28年度～令和2年度 効果額(実績)	達成率
1	歳入の確保	・ 有料広告掲載の推進 ・ 収納率の向上 ・ 市有財産の有効活用	752,652	656,813	87.3%
2	歳出の削減	・ 市単独補助金の見直し ・ 公共施設に係るコストの縮減	36,748	198,179	539.3%
3	健全な財政運営の推進	・ 地方公会計制度の活用 ・ 国民健康保険事業の健全化	1,050,000	1,808,828	172.3%
合計			1,839,400	2,663,820	144.8%

基本目標2 効率的・効果的な行政運営の推進

(単位:千円)

No	取組事業名	主な取組内容	平成28年度～令和2年度 目標効果額	平成28年度～令和2年度 効果額(実績)	達成率
1	効率的な行政経営の推進	・ 民間活力の活用 ・ 児童発達支援事業の見直し ・ 中央公民館のあり方の見直し	33,598	21,516	64.0%
2	連携・協働事業の推進	・ 他市町村との広域連携の推進 ・ 学校・企業等との連携	1,650	2,973	180.2%
3	適正な事務運営	・ 団体事務の見直し ・ 適正な歳出事務処理の推進	0	0	—
合計			35,248	24,489	69.5%

基本目標3 適正な人事管理の推進及び良好な職場環境の実現

(単位:千円)

No	取組事業名	主な取組内容	平成28年度～令和2年度 目標効果額	平成28年度～令和2年度 効果額(実績)	達成率
1	適正な事務運営人事管理	・ 計画的かつ適正な定員管理の実施 ・ 組織機構の見直し	355,800	385,696	108.4%
2	適切な処遇	・ 人事評価制度の定着化と 適正な運用の推進 ・ 給与等の適正化の推進	38,225	46,225	120.9%
3	良好な職場環境	・ 人材育成環境の整備 ・ ワーク・ライフ・バランスの推進 ・ 時間外労働時間の削減	225,000	185,753	82.6%
合計			619,025	617,674	99.8%

行財政改革の取組み(効果額)

5力年の効果額は、目標額を上回る結果となりました。

(単位:千円)

年度	目標額	効果額	達成率
平成28年度～ 令和2年度計	2,493,673	3,305,983	132.6%

更なる行財政改革

これまで、「津島市行財政改革推進大綱」のもと「津島市行財政改革推進計画」に掲げた事業に取り組み、一定の成果を上げてきました。

しかし、将来人口の推計から予測される今後の生産年齢人口の減少などから、引き続き厳しい状況になると考えられ、さらに、新型コロナウイルス感染症に対応した新しい生活様式を実践していく必要もあります。

こうした中、一層の行財政改革に取り組んでいくことが必要であるとの考えから、これまでと同じ3つの基本目標に「デジタル化」など新たな方向性を加えた「津島市行財政改革推進大綱(改訂版)」を策定し、基本目標の具体化に向けた「行財政改革推進計画(第2次)」を策定しました。

3つの基本目標に沿った個別取組事項を着実に実行することで、「強い津島市」を作り上げていけるよう取り組んでまいります。

問合せ 財政課財政G ☎55-9616

財政健全化判断比率等の公表

地方公共団体の財政破綻を未然に防ぎ、財政の早期健全化、再生を促すため、各地方公共団体は、毎年、健全化判断比率および資金不足比率を算定し、公表することが義務付けられています。

令和2年度決算に基づき算定された津島市の健全化判断比率および資金不足比率は、下表のとおり、前年に引き続き、すべて基準を大きく下回っており、財政状況は健全な状態にあると言えます。

これからも行財政改革を徹底して行い、財政の健全化に努めてまいります。

問合せ 財政課財政G ☎55-9616

◎健全化判断比率

(単位:%)

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和2年度	比率	(△8.20)	(△30.35)	4.1	18.2
	早期健全化基準	12.91	17.91	25.0	350.0
	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
令和元年度	比率	(△7.86)	(△23.87)	4.5	27.7

※実質赤字額、連結実質赤字額がないため「- (該当なし)」で表示し、参考に黒字の比率を(△)で示す。

◎資金不足比率(経営健全化基準 20.0%)

(単位:%)

	市民病院事業会計	下水道事業会計	上水道事業会計
令和2年度	(△13.0)	(△121.1)	(△105.2)
令和元年度	(△1.7)	(△109.6)	(△104.3)

※資金不足比率がない会計は「- (該当なし)」で表示し、参考に資金剰余の比率を(△)で示す。

☆用語の説明

用語	説明
実質赤字比率	福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の普通会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したもの(普通会計の赤字の割合)
連結実質赤字比率	すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示したもの(全ての会計の赤字の割合)
実質公債費比率	借入金の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したもの(年間の収入に対して借入金の返済のために支払う額の割合)
将来負担比率	地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの(年間の収入に対して将来支払っていく可能性のある負担額の割合)
資金不足比率	公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもの(年間の収入に対して不足している資金の割合)

年金から市・県民税の特別徴収(天引き)が始まります

現在、市・県民税が年金から特別徴収されていない65歳以上の方で、10月までに年金から介護保険料が特別徴収される方は、10月から公的年金等に関する市・県民税の特別徴収が始まります。

対象となる方には、既にお送りした納税通知書で徴収税額を通知していますので、確認をお願いします。

対象となる公的年金

老齢基礎年金、老齢厚生年金など

※遺族年金・障害年金は対象ではありません。

特別徴収(天引き)が中止となる場合

次に該当する方は、特別徴収が中止となり、普通徴収(ご自身で納付)へ変更となります。

- ・介護保険料が特別徴収されなくなった方
- ・年金の支給が停止した方(遺族年金等に変更となった方など)

※平成28年10月から、公的年金からの特別徴収対象者が転出した場合や税額に変更が生じた場合、一定の要件の下で特別徴収が継続されることとなりました。

問合せ 税務課市民税G ☎55-9263

介護保険料のご案内

介護保険料特別徴収(年金天引き)

10月から本算定による特別徴収が始まります。

8月に年間の保険料額が確定し、送付した納入通知書(介護保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書のとおり、10月・12月・2月の年金から天引きされます。

対象となる方

令和3年8月の介護保険料を特別徴収されている方

新たに対象となる方

令和3年4月1日現在で65歳以上であり、年額18万円以上の老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金を受給されていて、8月までに特別徴収になっていない方

これから65歳の誕生日を迎える皆さんへ

介護保険の第1号被保険者の資格取得日は、65歳の誕生日の前日です。また、保険料の納付義務は資格を取得した日の属する月から発生するため、1日生まれの方は前月から納付義務が発生します。

40歳から64歳までの方は、第2号被保険者となり、介護保険料は加入している健康保険と一体で納められています。

問合せ 高齢介護課介護保険G ☎24-1117

事業者向けインボイス制度説明会のご案内

令和5年10月1日から、現在の区分記載請求書等保存方式から、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が実施されます。

事業者の皆様には、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度説明会を開催しますので、是非お申し込みください。

日時(定員 各日程20人)

10月14日(木) 午後2時～3時

11月10日(水) 午前10時～11時

12月 3日(金) 午後2時～3時

場所・申込・問合せ

良王町2丁目31-1

津島税務署別館2階大会議室

☎26-2161 内線612 法人課税第一部門

○会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に問い合わせ先へ申し込みをお願いします。

○定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承ください。

○税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

○駐車場の施設が限られていますので、車でのご来場はご遠慮ください。

○新型コロナウイルス感染症等拡大状況により中止する場合があります。

 津島税務署

固定資産税のお知らせ

問合せ 税務課固定資産税G ☎55-9264

固定資産税(家屋)の減額措置

住宅耐震改修をしたとき

対象家屋 昭和57年1月1日以前に建築され、令和3年1月1日～12月31日に工事費が50万円を超える耐震改修を行ったもの

減額される額 令和4年度分の当該家屋の固定資産税の税額(120㎡分まで)が2分の1減額

※ただし、認定長期優良住宅に該当することとなった家屋は、令和4年度分の当該家屋の固定資産税の税額が3分の2減額、通行障害既存耐震不適格建築物にあたる家屋は、令和4年度分が3分の2、令和5年度分が2分の1減額(減額範囲は全て120㎡分まで)

申請期日 改修後3カ月以内に税務課へ申請してください。

高齢者等居住改修(バリアフリー改修)をしたとき

対象家屋 新築から10年以上経過し、65歳以上の方、介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている方、または障がいのある方のいずれかの方が居住されている住宅のうち、令和3年1月1日～12月31日に工事費(補助金等を除く自己負担分)が50万円を超えるバリアフリー改修を行ったもの(賃貸住宅を除く)

対象工事

- ①廊下の拡幅
- ②手すりの設置
- ③階段の勾配緩和
- ④床の段差解消
- ⑤浴室の改良
- ⑥引き戸への取り替え
- ⑦トイレの改良
- ⑧床の滑り止め化

減額される額 令和4年度分の当該家屋の固定資産税の税額(100㎡分まで)が3分の1減額

申請期日 改修後3カ月以内に税務課へ申請してください。

熱損失防止改修(省エネ改修)をしたとき

対象家屋 平成20年1月1日以前に建築され、令和3年1月1日～12月31日に、工事費(補助金等を除く自己負担分)が50万円を超える熱損失防止改修を行ったもの(賃貸住宅を除く)

対象工事

- ①窓の断熱改修工事(窓の二重サッシ化等)
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事

※ただし、①の工事、または①を含む改修工事であり、外気等と接する部分の工事に限ります。また、改修工事によりそれぞれの部分が現行の省エネ基準に新たに適合することになる工事です。

減額される額 令和4年度分の当該家屋の固定資産税の税額(120㎡分まで)が3分の1減額

※ただし認定長期優良住宅に該当することとなった家屋は、令和4年度分の当該家屋の固定資産税の税額が3分の2減額

申請期日 改修後3カ月以内に税務課へ申請してください。

※申請書は税務課にあります。各改修について、必要な添付書類等、詳しくは問い合わせ先へ。

※高齢者等居住改修(バリアフリー改修)、熱損失防止改修(省エネ改修)について、新築住宅特例や耐震改修特例の対象となっている年度は減額の適用を受けることができません。



お知らせください 家屋の取り壊しや新增築等

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として課税します。

そのため、賦課期日までに家屋の取り壊しや新增築、用途変更、未登記家屋の名義変更、土地の利用状況の変更などをされた場合はご連絡ください。

※令和3年1月2日以降に新增築された家屋について、固定資産税評価額を算出するため、税務課家屋担当調査員による家屋調査を随時実施していますので、ご協力をお願いします。

活用しましょう

自転車乗車用ヘルメット補助制度

問合せ 市民協働課交通防犯G ☎55-9298

津島市の自転車乗車用ヘルメットの購入補助制度

受付期間 令和4年3月1日(火)まで

対象(市内在住で1人につき1回)

- ・令和3年度内に満7歳以上満18歳以下の児童生徒等
- ・令和3年度内に満65歳以上となる方

補助額 ヘルメット購入費用の2分の1(上限2,000円、10円未満切り捨て)

補助例

例① 4,400円のヘルメットを購入した場合
4,400円×1/2=2,200円⇒2,000円(補助額)
個人負担額→差額の2,400円

例② 3,650円のヘルメットを購入した場合
3,650円×1/2=1,825円⇒1,820円(補助額)
個人負担額→差額の1,830円

補助対象 新品のヘルメットで安全認証(※)があるもの
提出書類(購入後3カ月以内に申請)

- ①補助金交付申請書兼請求書
(振込先通帳の写しを添付)
- ②ヘルメットの領収書の写し
(購入者の氏名、領収日、領収金額、購入先名、購入品名(ヘルメット代等)の記載が必要)
- ③ヘルメットの安全認証(※)を確認できる書類などの写し(現物提示可)
※SG、JCF、CE、GS、CPSCいずれかの安全マーク

販売店等

市内自転車販売店の他、インターネット、県内の販売店など
※詳細は、市ホームページをご覧ください
ただか、直接お問い合わせ先へ。



愛知県で「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が令和3年4月1日から施行されました。

主な内容

◎**交通事故による被害者保護のため、自転車損害賠償責任保険等の加入【義務】令和3年10月1日施行**

自転車事故で相手方を死亡させたり、重度の後遺障害となる被害を負わせ、高額な損害賠償を命じられる事例も発生しています。被害者の救済を図ることはもちろん、もし損害賠償責任を負った時の経済的負担の軽減を図るため、自転車を利用する人は必ず自転車損害賠償保険に加入しましょう。

◎**交通事故被害軽減のため、自転車乗車用ヘルメットの着用【努力義務】令和3年10月1日施行**

愛知県の自転車乗車中の死亡事故のうち約7割が、頭部損傷によるものです。
ヘルメットを正しく着用することで、自転車乗車中に死亡する割合は約4分の1まで低減されます。
頭部の保護に「自転車用ヘルメット」を着用しましょう!!

津島市プレミアム付商品券販売中!

津島市プレミアム付商品券の引換はがきをお持ちの方を対象に、申し込み時に希望した販売場所にて津島市プレミアム付商品券を販売中です。

販売期間後の購入はできませんので、忘れずに購入してください。

販売場所 ①市内郵便局(神守郵便局・津島門前郵便局・津島南本町郵便局・津島古川郵便局・津島青塚郵便局・津島駅前郵便局・津島郵便局)、②津島商工会議所

販売期間・時間

①9月22日(水)～10月29日(金)

平日午前9時～午後5時

②9月22日(水)、24日(金)、27日(月)～30日(木)、10月4日(月)、12日(火)、20日(水)、28日(木) 午後5時～8時

※販売の日程および時間は、引換はがきをご確認ください。

持ち物 申し込み時に希望した販売場所に、引換はがきと現金を持参し、商品券を購入してください。

商品券使用期間

10月1日(金)～令和4年1月31日(月)

商品券取扱店舗

津島市内の取扱店のみでの使用となります。詳しくは、「津島市プレミアム付商品券販売のお知らせ」、販売時に配布する「取扱店一覧チラシ」、市ホームページなどをご覧ください。



問合せ 津島市プレミアム付商品券事務局(津島商工会議所内) ☎28-2801、産業振興課商工G ☎55-9663

集団がん検診等のお知らせ

対象 市内在住の方

申込 10月1日(金)～14日(休)に次のいずれかの方法でお申し込みください。

①電話 ②FAX ③はがき(申込期間最終日必着)

〒496-0863 上之町1-60 総合保健福祉センター

※今年度すでに胃がん、大腸がん、肺がん検診を個別検診で受診した方は、申し込みできません。

※②、③の方法でお申し込みの方は、次の必要事項を記入してください。

「郵便番号、住所、氏名、生年月日、電話番号、検診名、受診希望日の第1～第2希望日」

※10月下旬に受診のご案内と検診票等を送付する予定です。

受診料の免除 次に該当する方は受診料が免除されますので、事前に保健センターへ申請してください。

・市民税非課税世帯の方

印鑑をご持参ください。

・生活保護受給世帯の方

福祉課(市役所1階)で受給証明書を取得し、印鑑をご持参ください。

その他

検診前の1週間は、発熱等の副反応の懸念があるため、新型コロナワクチン接種を避けてください。

問合せ 保健センター ☎23-1551 FAX 24-4354

検診内容等一覧

検診名	対象者	受診料		定員	検診内容
		70歳未満	70歳以上		
胃がん検診	40歳以上の方	1,000円	500円	各30人	胃部エックス線撮影
肺がん検診		500円	200円		胸部エックス線撮影
大腸がん検診		400円	200円		便潜血検査法(2日法)
こつそしょうしよ 骨粗鬆症検診	30歳以上の女性で、令和元・2年度にこの集団検診を受診していない方	700円	300円	70人	骨密度測定 (踵部の超音波法)

※定員を超えた場合、抽選。

検診実施

検診の種類				実施日	検診時間	会場
胃がん	肺がん	大腸がん	骨粗鬆症			
○	○	○		11月7日(日)	午前9時～正午	生涯学習センター
○	○	○	○	11月14日(日)	午前9時～正午	総合保健福祉センター

特定健康診査・後期高齢者健康診査【集団健診】

糖尿病や高血圧などの生活習慣病は自覚症状がないまま進行し、放置すると心筋梗塞や脳卒中といった命の危険を伴う大きな病気を引き起こします。生活習慣病予防の第一歩として健康診査を受けましょう。

日時・場所

日程	場所
11月27日(土)	生涯学習センター
11月28日(日)	総合保健福祉センター
11月29日(月)	
11月30日(火)	児童科学館

※各日午前9時15分～11時45分に実施

対象 次のすべてに該当する方

①令和3年度に健康診査を受けていない方

②津島市国民健康保険または後期高齢者医療に加入中の方

③昭和57年3月31日以前生まれの方

健診内容 問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、診察、心電図、眼底検査

自己負担金 無料

定員 各日60人(定員になり次第、締切)

申込 10月25日(月)～11月12日(金)

電話、市ホームページまたは二次元バーコードからお申し込みください。



※申込締切後も定員に空きがあれば、電話で受け付けします。

その他

・後日日程調整のお電話をすることがあります。

・空き情報は、市ホームページの特定健康診査で確認できます。

・健康診査のおよそ1週間前のご案内を送付します。

・健診前の1週間は、発熱等の副反応の懸念があるため、新型コロナワクチン接種を避けてください。

問合せ 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113